

【事業所向け留意事項】

○介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表の届出について

今回の報酬改定に伴う新たな加算等の追加や廃止について、総合事業を実施する指定事業所（以下「事業所」）は「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」を保険者に提出する必要がある。届出が正しく行われず、または期日から遅れてしまう場合、事業所台帳に不備が生じたまま都道府県から国保連合会に提出されることや、提出が審査に間に合わないことから、事業所台帳不整備の結果、不当な請求の返戻等につながる恐れがある。このことから、介護サービス事業所は保険者が定める期限までに確実に届出を提出するよう留意されたい。

1. 届出様式、届出項目の追加に関する留意点

新たに追加された届出様式、届出項目等について報酬の算定上必要となる届出を行うこと。

なお、新たに追加された届出項目等の他に、既存の届出項目について算定要件が変更されたものについては、改めて届出を行うこと。（詳細は別紙のとおり）

2. 提出の期限

4月の報酬算定に係る届出は、提出期限までに確実に保険者に提出すること。特に新規指定事業所においては、準備期間を考慮して早期に対応されたい。

○総合事業サービスコードの変更に伴う総合事業費請求について

令和3年4月改定等により、各保険者において介護予防・日常生活支援総合事業サービスコードが変更される場合があるため、令和3年4月サービス分の事業費請求にあたって、変更されたサービスコードに対応し請求を行うこと。

○令和3年9月30日までの上乗せ分について

「Ⅱ-資料3_介護予防・日常生活支援総合事業の算定構造のイメージ」の各サービス種類における算定構造の下部に記載されているとおり、令和3年9月30日までの間は、各サービス種類の所定単位数の千分の一に相当する単位数の算定を可能とする。

各保険者の「令和3年9月30日までの上乗せ分」の実施状況を確認し、実施される場合は上乗せ分の請求を行う。訪問型サービス（独自）A2・通所型サービス（独自）A6において、新たに令和3年9月30日までの上乗せ分サービスコードが保険者にて設定される場合、当該上乗せ分の請求方法については、「Ⅲ-資料3_介護給付費明細書及び給付管理票記載例」の記載方法を参考にし、介護予防・日常生活支援総合事業費明細書等を作成すること。

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	A 2 : 訪問型サービス (独自) A 6 : 通所型サービス (独自)	「LIFE への登録」欄 「1 : なし」 「2 : あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。
2	A 6 : 通所型サービス (独自)	「その他該当する体制等」欄の 「栄養改善体制」 を 「栄養アセスメント・栄養改善体制」 に名称変更	取り扱いに変更なし。
3	A 6 : 通所型サービス (独自)	「その他該当する体制等」欄の 「口腔機能向上体制加算」 を 「口腔機能向上加算」 に名称変更	取り扱いに変更なし。
4	A 6 : 通所型サービス (独自)	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」 「1 : なし」 「4 : 加算 I イ」 「2 : 加算 I ロ」 「3 : 加算 II」 を 「1 : なし」 「5 : 加算 I」 「4 : 加算 II」 「6 : 加算 III」 に変更	「5 : 加算 I」、「6 : 加算 III」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。 既存届出内容が「4 : 加算 I イ」で、新たな届出がない場合は「4 : 加算 II」とみなす。 既存届出内容が「2 : 加算 I ロ」、「3 : 加算 II」で、新たな届出がない場合は「1 : なし」とみなす。
5	A 6 : 通所型サービス (独自)	「その他該当する体制等」欄の 「生活機能向上連携加算」 「1 : なし」 「2 : あり」 を	「3 : 加算 I」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2 : あり」で、新たな届出がない場合は「2 : 加算 II」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
		「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」 に変更	
6	A6：通所型サービス（独自）	「その他該当する体制等」欄の 「科学的介護推進体制加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」と みなす。